

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第58号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																	
(本庁の参事等) 第67条 (略) 2～6 (略) 7 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。	(本庁の参事等) 第67条 (略) 2～6 (略) 7 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>課</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>医療人材室長</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>商業まちづくり室長</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	職	課	事務	(略)			医療人材室長	(略)		商業まちづくり室長	(略)		(略)			<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>医療人材室長</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>通商推進室長</td><td>経済産業部産業革新局</td><td>通商の推進に関する事務</td></tr><tr><td>商業まちづくり室長</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	職	機関	事務	(略)			医療人材室長	(略)		通商推進室長	経済産業部産業革新局	通商の推進に関する事務	商業まちづくり室長	(略)		(略)		
職	課	事務																																
(略)																																		
医療人材室長	(略)																																	
商業まちづくり室長	(略)																																	
(略)																																		
職	機関	事務																																
(略)																																		
医療人材室長	(略)																																	
通商推進室長	経済産業部産業革新局	通商の推進に関する事務																																
商業まちづくり室長	(略)																																	
(略)																																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。